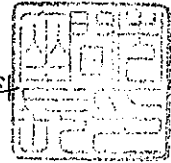


座間市告示第116号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定したので、座間市予算決算会計規則（昭和42年座間町規則第2号）第44条の4の規定により告示する。

令和7年7月25日

座間市長 佐藤 弥斗



1 指定納付受託者の名称及び所在地

株式会社さとふる

東京都中央区京橋二丁目2番1号 京橋エドグラン13F

2 指定納付受託者に納付させる歳入

座間市ふるさとづくり寄附金

3 指定した日

令和7年7月15日